

国民健康保険の都道府県化にあたり被保険者の負担軽減等を求める意見書

国民健康保険制度は、2018年度から財政運営の主体が都道府県に移管され、都道府県と市町村の両方が国民健康保険の保険者となる「都道府県化」が開始される。

これにより都道府県は、医療給付に必要な費用を市町村に交付し、その財源として各市町村が都道府県から示された納付金を支払うことになり、町田市においても、東京都から示される標準保険料率を参考にした保険税(料)が、被保険者に対して賦課、徴収されることになる。

しかし、国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、一人当たりの医療費が高い一方で、低所得者が多いために保険税(料)負担能力は低いという構造的問題を抱えている。そのため、町田市も含めほとんどの市町村が一般会計からの繰り入れで保険税(料)負担を抑制している実態がある。

都道府県化についてのガイドラインでは、こうした市町村による一般会計からの繰り入れの段階的解消などを挙げており、今でさえ、国保税の連続値上げによって被保険者の負担が限界といわれる中で、さらなる保険税(料)の大幅引き上げになるのではとの危惧の声が上がっている。

よって、町田市議会は、東京都に対し、国民健康保険の都道府県化にあたり、社会保障制度としての国民皆保険制度を堅持し、被保険者の負担軽減等のために、以下事項について対応されることを強く求めるものである。

記

- 1 東京都として、国に対して国民健康保険への国庫負担割合の引き上げを求めるとともに、東京都としても来年度からの都道府県化によって保険税(料)の引き上げにならないよう財政措置を行うこと。
- 2 東京都が策定する国民健康保険運営方針において、各市町村が行っている保険税(料)軽減のための一般会計からの繰り入れについては、各自治体の判断を尊重し、抑制を求めるようなことのないようにすること。また、同運営方針における収納率向上の取り組みについては、保険税(料)滞納者について、滞納者の生活実態を丁寧に聞き、福祉的支援も含めた生活再建を尊重し、強引な徴収とならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。